

## 貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、市民のスポーツ活動の普及及び振興を図るため、全国大会、世界大会その他これらと同等の規模の競技スポーツ大会に出場する市民及び団体に対し、貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱により奨励金の交付の対象となるもの（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので別表に掲げる大会（以下「大会」という。）に出場するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に活動の拠点を有する団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者とししない。

- (1) 大会の出場に当たり、本市の他の制度により金銭等の交付を受ける者
- (2) 奨励金の交付対象となる団体に所属する者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、別表に掲げる大会の区分に応じて定める額を上限に、毎年度予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付回数の制限)

第4条 奨励金の交付回数は、1選手又は1団体につき同一年度（大会が2年度にまたがる場合は、大会の初日が属する年度をいう。）において2回を限度とする。ただし、別表に規定する全国大会に出場する者への交付は1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 交付対象者は奨励金の交付を受けようとするときは、大会の開会式の日から起算して原則として7日前までに、貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 開催要項の写し
- (2) 予選結果が確認できる書類
- (3) 出場決定通知等の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、奨励金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により交付対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付対象者は、交付決定通知書の内容に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金取下げ書（様式第4号）

を市長に提出することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(交付の請求)

第8条 交付対象者は、交付決定通知書を受けた場合において、奨励金の交付を受けようとするときは、貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(結果報告)

第9条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了後に速やかに貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金結果報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 大会等が中止され、又は大会に参加しなかったとき。
- (3) 大会等への参加に関し、不正その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。

- 2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金交付決定取消通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金返還命令書(様式第8号)により、交付対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 交付対象者は、第10条の規定により奨励金の交付の決定を取り消された場合において、奨励金の返還を命じられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 交付対象者は、奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 交付対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金加算金・延滞金免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全

部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第 10 号）により、交付対象者に通知するものとする。

（他の奨励金の一時停止等）

第 13 条 市長は、交付対象者が奨励金の返還を命じられ、当該奨励金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき同種の奨励金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該奨励金と未納付額を相殺することができる。

（書類の保存）

第 14 条 交付対象者は、奨励金の申請に関する書類及び帳簿等の関係書類を奨励金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の貝塚市競技スポーツ大会出場奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定を受けた奨励金については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第 3 条関係）

		区分	選手	団体
国際大会	世界大会	オリンピック競技大会 パラリンピック競技大会 デフリンピック競技大会	10 万円	30 万円
		上記以外の世界大会であって 市長が適当であると認めるもの	7 万円	20 万円
	アジア大会	5 万円	20 万円	
全国大会	国民体育大会・全国障害者スポーツ大会	3 万円	10 万円	
	上記以外の全国大会	2 万円	5 万円	